

# 経営安定資金（緊急経済対策枠）

をご利用ください

「経営安定資金（緊急経済対策枠）」は、不安定な景況や急激な円高の影響等により、売上が減少している中小企業の皆様の資金繰り安定を支援します。

## この資金の特徴

1. 県の保証料補助により、低保証（0.18%）になっています。
2. 低金利（1.75%）で長期（10年）の返済が可能になっています。

対 象 者	次の要件を満たし、秋田県信用保証協会の保証を受けられる中小企業者。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 県内において1年以上事業を営むもの。</li><li>・ 商工会議所若しくは秋田県商工会連合会又は商工会の認定を受けたもの。</li><li>・ <b>中小企業信用保険法第2条第4項第5号（以下、「セーフティネット5号」という。）の規定（不況業種）による要件を満たし<sup>※1</sup>、市町村長からの認定を受けたもの。</b></li></ul>
融 資 限 度 額	2億円以内（但し、既存経営安定資金を含む）
資 金 使 途	運転及び設備資金 ※但し、一部既存債務の借換は認めない。
貸 付 期 間	<b>10年以内</b> （据置2年以内）
金 利	<b>1.75%<sup>※2</sup></b>
保 証 料 率	<b>0.18%<sup>※2</sup></b>
保 証 人	<b>法人は代表者、個人は不要</b>
必 要 書 類	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 秋田県経営安定資金要件認定申請書（様式経領-2）</li><li>・ セーフティネット5号認定書</li></ul>
実 施 期 間	～平成26年6月30日

※1 農林水産業や金融業など法令上の対象外業種以外の中小企業者で、売上減少又は原油高に伴う仕入価格の上昇を販売価格に転嫁出来ていない等の要件を満たす必要があります。なおこの要件を満たす場合は、責任共有制度対象外となり、100%保証となります。

※2 申込金額が2億円を超える場合は、現行の金利19.5%、保証料0.88%が適用されます。

● 申込は、県内の取扱金融機関又は県信用保証協会へ

● 制度の内容などは以下へご照会下さい。

■ 秋田県産業労働部産業政策課団体・金融班・・・・・・・・・・Tel 018-860-2215

■ 秋田県信用保証協会本所・・・・・・・・・・Tel 018-863-9011

■ 各商工会議所、秋田県商工会連合会、商工会